

**上場会社の株式を売買する場合は
金融商品取引法で禁止されている「インサイダー取引」にご注意ください！**

スタッフの皆様が、就業先で（就業先を含む）上場会社の「未公表の重要な内部情報」（注）を知って、その会社の株式を売買した場合は、その行為が法令で禁じられている「インサイダー取引」に該当し、罰せられます。

従って、職務上、「未公表の重要な内部情報」を知る機会が多い部署（営業管理、経理、企画など）で就業されるスタッフの皆様は、特に注意してください。

また、スタッフの皆様が、その情報をご家族、ご友人、同僚等に伝えてしまった場合、その情報を入手された方がその会社の株式取引を行った場合も「インサイダー取引」に該当します。

（注）

「重要な内部情報」とは、会社の株価に影響を与えうる重要な情報で、法令で細かく規定されております。代表的な例としては、上場会社である就業先の「決算」や「業績予想の修正」に関する情報、また、「合併」、「提携」、「新製品の開発」などの経営上の重要な情報が該当します。それらの重要な内部情報は、証券取引所のHP（適時開示情報閲覧サービス）に掲載されて、初めて「公表」されたこととなります。

■ **こんなときはご注意ください！**

- ◎ 就業先の資料から、業績に関する未公表の情報（売上高や利益）を“たまたま”知った
- ◎ 就業先社員の会話から、未公表の新製品開発情報やM&A情報を“たまたま”聞いた



上記のような場合、そのような重要な内部情報が公表される前に、その会社の上場株式を売買すると「インサイダー取引」となります！

■ **就業先のルールをご確認ください！**

就業先の株式を売買する場合は、事前に、その会社の株式取引に関するルール（売買ができる期間や売買事前届出制などの手続き）を就業先の所管部署（総務部など）へ必ずお問い合わせいただき、その会社の株式取引に関するルールを確認してください。

なお、当社（キャリアリンク）の株式を売買する場合も「インサイダー取引」に該当する可能性がありますので、当社の株式を売買する場合は、必ず、事前に当社の経営企画課（担当/田坂、TEL 03-6311-7321）までお問い合わせください。

以 上